

市・県民税、所得税の申告はお早めに

申告受付期間は2月16日(木)～3月15日(水)

税務課市民税係 ☎ 25 1 1 3 4

申告は、昨年1年間の収入の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。申告に必要な帳簿や書類の整理をして期限内に申告を済ませましょう。

市では次の申告について、いずれの会場でも受け付けできません。いせシティプラザ(伊勢税務署西側)にて申告をお願いします。

- 土地建物・株式・先物取引の譲渡所得、山林所得
- 青色申告、損失の繰り越し、雑損控除
- 住宅借入金等特別控除
- 消費税 ○贈与税 ○令和3年分以前の確定申告
- 修正申告および更正の請求
- 令和4年中に事業を始められたかた
- その他、複雑な申告のかた



市・県民税の申告

申告が必要となるかたに、市県民税申告書または申告のお知らせを送付していません。内容を確認のうえ、期限内に申告を済ませましょう。

申告書などが送付されなかったかたについても、下記の「申告が必要なかた」に該当する場合は、申告をお願いします。申告受付は、表1の会場で行います。

所得税の申告

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。

市内での確定申告受付の日程は、表2のとおりです。なお伊勢税務署では、いせシティプラザ(伊勢税務署西側)で、受け付けます。くわしくは、11ページの税務署からのお知らせをご覧ください。

申告が必要なかた

令和5年1月1日現在で市内に住所のあるかたや、市の国民健康保険に加入しているかたは申告が必要です。

給与所得者は通常、申告の必要はありませんが、勤務先から市に対して給与支払報告書の提出がない場合や、給与所得以外に地代、家賃、配当、農業、漁業、営業の所得があるかた、土地などを譲渡したかた、そのほかに何らかの所得があるかたは必ず申告書を提出してください(事業にかかる給付金は事業収入に含まれるため、申告が必要です)。公的年金などの収入金額

税理士による無料税務相談所

次の日程で税理士による無料税務相談所を開設します。

とき 2月20日(月)
午前の部 午前9時30分～正午
午後の部 午後1時～4時

ところ 市役所西庁舎4階・大会議室
必要書類などくわしくは、伊勢税務署(☎0596 3194)へ問い合わせてください。

受付内容 確定申告書のみ受け付けとします。

が400万円以下で、かつその他の所得が20万円以下のかたは、市・県民税の申告が必要で、また、医療費控除や生命保険料控除・地震保険料控除など追加の控除があれば、市・県民税の申告をしてください。この場合でも源泉徴収されている所得税の還付を受けるかたは、確定申告が必要です。

なお、申告されていないと、所得課税証明書や納税証明書を発行できない場合があります。

医療費控除の明細書および収支内訳書の事前準備について

新型コロナウイルス感染対策のため会場での混雑緩和と滞在時間を短くするため、申告会場に来場されるかたで以下の書類を提出する場合には、あらかじめ自宅での作成をお願いします。

●医療費控除を受けるかた・・・「医療費控除の明細書」

各人別、病院・薬局ごとに合計し、健康保険や生命保険で補てんした場合は差し引いて作成してください。

※医療機関の領収書のみでは医療費控除の適用が受けられなくなり、医療費控除の明細書が必須となっています。

●事業・漁業・農業・不動産所得があるかた・・・「収支内訳書」

用紙については、国税庁のホームページからダウンロードできるほか、税務課や連絡所窓口にて用意しています。

表1 市・県民税の申告受付日程

受付日	地区名	受付時間	会場
2月16日(木)～24日(金)			市役所西庁舎4階・大会議室 くわしくは表2をご覧ください。
2月27日(月)	桃取	10:30～13:00	桃取コミュニティセンター
2月28日(火)	菅島	9:00～15:00	菅島コミュニティアリーナ
3月1日(水)	答志・和具	8:30～15:00	答志コミュニティアリーナ
3月2日(木)	神島	9:00～15:00	神島開発総合センター
3月6日(月)	千賀・堅子	10:00～11:00	鳥羽磯部漁協相差支所
	国崎	11:30～14:00	女性等活動拠点施設
3月7日(火)	相差・畔蛸	9:00～15:00	鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設
3月8日(水)	石鏡	9:00～11:30	石鏡公民館
	浦村	13:30～16:00	本浦公民館
3月9日(木)	松尾・白木	9:00～11:00	岩倉老人憩の家
	若杉・河内・岩倉	12:30～15:00	
3月10日(金)	坂手	9:00～12:00	坂手公民館
3月13日(月)～15日(水)			市役所西庁舎4階・大会議室 くわしくは表2をご覧ください

※赤字の地区は昨年の会場から変更となりました。

臨時申告受付所を開設します

とき 2月27日(月)～3月10日(金)
(2月28日(火)、3月2日(木)、
3月7日(火)、土曜・日曜日を除く)

ところ 市役所西庁舎4階・大会議室

対象地区 全地区

受付時間 午前の部 午前9時～正午
午後の部 午後1時～3時30分

※臨時申告受付所は、受付窓口数が少ないため、混雑時には待ち時間が長くなりますので、ご了承ください(予約制度を活用してください。くわしくは10ページをご覧ください)。

※税理士への相談を希望するかたは、指定日に関わらず2月20日(月)にお越しください。
※所得税の確定申告をする場合は市・県民税の申告は不要です。

表2 確定申告受付日程

ところ 市役所西庁舎4階・大会議室

受付日	地区名	予約対応の有無	一般受付時間
2月16日(木)	幸丘・大明東・大明西・高丘	予約対応あり (次ページをご覧ください)	9:00～12:00 13:00～16:00
2月17日(金)	船津・若杉・河内・岩倉・松尾・白木		
2月20日(月)	安楽島		
2月21日(火)	小浜・神島・答志・和具 桃取・菅島・坂手		
2月22日(水)	浦村・石鏡・相差 国崎・畔蛸・千賀・堅子		
2月24日(金)	一丁目～五丁目・堅神・屋内・池上		
3月13日(月)～15日(水)	全地区		

※予約は指定の地区のかたのみ

市・県民税申告書の郵送提出について

会場での待ち時間もなく、自宅でご自身の都合のよい時間に作成でき、新型コロナウイルス感染症拡大防止につながりますので、ぜひ活用してください。希望するかたは、税務課市民税係(☎ 29 1134)へ問い合わせてください。

【申告に必要な書類】

- 作成済の申告書 ※収入や控除に関する書類(写し可)を添付してください。
- 本人確認書類(免許証など)の写し および マイナンバー確認書類などの写し

※申告書の控えに鳥羽市受付印が必要なかたは、住所・氏名を記入し、切手(84円)を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

申告に必要なもの

対象	申告に必要なもの
全員	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー確認書類 (マイナンバーカードまたはマイナンバー入りの住民票の写しでも可) ●本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など) ●筆記用具(黒色ボールペン)、計算機
給与、年金所得	●給与、年金の源泉徴収票
事業、漁業 農業、不動産所得	●収支内訳書
生命保険料控除 地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ●生命保険料の控除証明書 ●地震保険料の控除証明書

対象	申告に必要なもの
医療費控除	●医療費控除の明細書
社会保険料控除を受けるかた	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険税納付額通知書 (税務課より1月23日発送) ●後期高齢者医療保険料・介護保険料額のお知らせ (市民課・健康福祉課より1月26日発送) ●国民年金保険料控除証明書
寄附金控除	●寄附金の領収書または受領証明書
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者手帳 ●障害者控除対象者認定書 ※社会福祉事務所で発行

新型コロナウイルス等感染症拡大防止対策について

市では、申告相談に来られるかたの安全・安心のため、次のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止対策への取り組みを行います。

申告受付の予約について

会場内の密を避けるため、以下のとおり各日程に予約枠を設けています(2月28日(火)、3月2日(木)、3月7日(火)、土曜・日曜日、祝日を除く)。予約の際は希望日の前日までに市ホームページのオンライン予約または税務課市民税係(☎@1134)まで電話にて申し込んでください。

(対象地区のかたに限る) 2月16日(木)～24日(金)

(地区の指定なし) 2月27日(月)～3月9日(木)

例年、申告受付時期の初日、2日目や午前中は大変混雑します。三密を避けるために事前予約や、日程・時間をずらしての来場をご検討ください。

予約受付について

電話予約 2月1日(水)～15日(水) 午前9時～午後5時 (土曜・日曜日を除く)

オンライン予約 2月1日(水) 午前9時～3月9日(木) 午後5時 (24時間受付可)

※予約枠には限りがあります。また、状況により時間が前後する場合があります。

※税務課窓口にて予約用タブレットを設置しております。設置期間は2月1日(水)～3月9日(木) 開庁時間内(午前8時30分～午後5時15分)となります。



オンライン予約

申告会場に来場されるかたへ

- 申告会場で検温を行います。**発熱(37.0℃以上)**や**体調不良**などが認められるかたは、やむを得ずお帰りいただくことがありますのでご了承ください。
- 申告会場入口や受付での手指の消毒、マスクの着用をお願いします。また、筆記用具(黒色ボールペン)は可能な限り持参してください。
- 感染予防のために会場の換気を行っております。防寒対策を十分とっていただき、来場ください。
- 会場内でお待ちいただく際、密にならないよう座席を減らしています。混雑の状況によっては車の中など会場外で待ついただく場合があります。

新型コロナウイルス感染症の広がりによっては、受付方法や日程などを変更する可能性があります。その場合は、市ホームページなどによりお知らせします。

税務署からのお知らせ

令和4年分の確定申告会場を、下記のとおり開設します。

確定申告会場	いせシティプラザ (いせ市民活動センター北館) 所在地：伊勢市岩淵一丁目2番29号 ※駐車場の混雑が予想されますので、できるだけ公共交通機関を利用してください。
開設期間	2月16日(木)～3月15日(水)の月曜日～金曜日 ※開設期間中、税務署では申告書の作成指導を行っておりません。 ※土曜・日曜日および祝日には開設しておりません。
開設時間	午前9時～午後5時

※令和4年分の確定申告会場における感染防止策については、政府の方針や感染状況を踏まえて適切に対応していますので、ご協力をお願いします。

入場整理券について

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、確定申告会場での当日配付、または、LINE アプリを使ったオンラインによる事前発行の二通りで配付しています。

当日配付分の入場整理券は、当日の午前8時30分から配付します。

入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

配付状況は国税庁ホームページから確認できます。

LINE アプリを利用されるかたは、国税庁 LINE 公式アカウントを友だち追加してください。メニューの「ホーム」から「国税庁」または「@kokuzei」と入力していただくと友だち追加ができます。



国税庁 LINE 公式アカウント

なお、確定申告会場では、基本的にご自身のスマホで申告していただきます。

来場の際には、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、下記の2点が必要になりますので、準備をお願いします。

- ① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- ② スマホおよびマイナンバーカード (※)

(※) マイナンバーカードの発行時に設定した次のパスワードも必要です。

- ・署名用電子証明書 (英数字6桁～16桁)
- ・利用者証明用電子証明書 (数字4桁)

還付申告について

令和4年分の確定申告は、5年間(令和5年1月1日から令和9年12月31日まで)行うことができます。

還付申告で申告相談を希望するかたは、3月16日以降、税務署での申告相談を利用してください。

確定申告会場の混雑回避にご協力をお願いします。

令和4年分の確定申告は、スマホとマイナンバーカードを使って自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。

スマホのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などを自動で入力できるほか、令和5年1月からは、青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成可能となるなど、スマホを利用した申告が便利です。



問い合わせ先

【市・県民税の申告】 税務課市民税係 ☎ 25 1134

【所得税の申告】 伊勢税務署個人課税第一部門 ☎ 0596 28 3194 (ダイヤルイン)

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時